# 行田市の職員として一緒に働きませんか

# ~令和4年度職員採用試験を実施します(後期日程)~

#### ▶募集職種

【新卒枠】一般事務職、一般事務職(障がい者)、土木技術 職、建築技術職、保健師、管理栄養士、社会福祉士、消 防職(救急救命士有資格者を含む)

【社会人経験枠】一般事務職、土木技術職、建築技術職、 保健師、管理栄養十、社会福祉十

- ※受験条件や募集人数などの詳細は、市ホームページを ご覧ください。
- ▶試験日および試験会場 9月18日(日)、商工センター ※試験会場は申し込み状況により変更になる場合があり
- ※試験当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配 慮の上、実施します。
- ▶申し込み 申込書など(市ホームページからダウンロード 可)に必要事項を記載し、必要書類を添付した上で、8月 1円 例までに持参、郵送またはEメールのいずれかの方法

により提出してください。

※持参の場合は午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日を

※郵送の場合は8月1日例の消印まで有効

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人

【Eメール】z1201@city.gyoda.lg.jp

▶その他 受験案内申込書の請求と受験の申し込みは、郵 送でも可能です。その場合は、郵送する封筒に「受験案内 請求(○○)]または「受験申し込み(○○)](○○には希望 職種を記入)と記載の上、請求者(申込者)の住所を明記し

た返信用封筒(角形2号、120円分の切 手を貼付)を同封してください。

▶問い合わせ 人事課人事給与グループ (内線 208)



# 行田市民プール夏期プールを開設します

▶期間 7月23日出~8月28日日

#### ▶利用時間

①午前10時~午後4時30分

②午後6時30分~8時30分

※人数制限なし

#### ▶利用ができない時間帯

【室内プール】日曜日の午前10時~正午

【屋外および幼児プール】午後4時30分以降

- ※天候などの理由により屋外プールおよび幼児プー ルが中止になる場合があります。
- ※次の日時は団体利用による室内プールのコース制 限があります。
- ①火・水・木・金曜日の午前10時~正午
- ②木曜日の午後1時30分~4時30分
- ③金曜日の午後3時~4時30分
- ④木・金曜日の午後7時~8時30分

#### ▶利用料金

【高校生以上】市内150円、市外220円 【3歳~中学生】市内70円、市外100円

【3歳未満】無料

※障害者手帳提示による障害者割引あり 【ロッカー利用料金】50円

#### ▶その他

- 水着以外の入水は不可(おむつでの利用不可)。
- 未就学児には保護者の付き添いが必要。利用に身 長制限あり。
- **▶問い合わせ** 行田グリーンアリーナ☎553—3377ま たは同プール☎555-2455

# 行田市水道事業運営審議会の 委員を募集します

市では、水道事業の運営に関して、市民の皆さんか らの意見を施策に反映させるため、行田市水道事業運 営審議会の委員を募集します。

- ▶応募資格 次の要件を全て満たす方
  - 市内に1年以上住民登録し、水道を使用している方
- 満18歳以上で平日昼間の会議(年1~4回程度)に 出席できる方

なお、次の方は応募できません。

(1)応募日現在、本市の他の審議会などの委員の職に ある方

(2)市職員および市議会議員

#### ▶募集人数 1人

- ▶任期 委嘱した日から2年間
- ▶応募方法 7月29日 (必着)までに住所、氏名、年 齢、職業、電話番号、市の水道事業に関する考えな ど(400字程度)を記載した書類(様式自由)を持参、 郵送、Eメールのいずれかの方法により水道課へ提 出してください。

【持参・郵送】〒361-0038 行田市前谷1-1 行田市 水道課

【Eメール】suido@city.gyoda.lg.jp

- ▶選考方法 書類選考の上決定し、結果は応募者全員 にお知らせします。応募書類は返却しません。また、 提出いただいた個人情報は当該委員選考の目的以外 に使用しません。
- ▶問い合わせ 同課業務グループ☎553—0131

# 株式会社官民連携事業研究所と 「公民連携の促進に関する連携協定」を締結しました

市では、4月に民間事業者などとの連携のワンストップ 窓口である公民連携総合窓口を設置し、公民連携を積極 的に推進しています。

この一環として、公民連携に関する知見やネットワーク、 他自治体との豊富な連携実績を有する株式会社官民連 携事業研究所と「公民連携の促進に関する連携協定」を5 月25日に締結しました。同社には、本協定に基づき、本 市と民間事業者などとのマッチングやアドバイスなどの サポートをしていただきます。

今後もさまざまな方法で民間事業者などと連携し、市 民サービスの向上や地域の課題解決に向けて取り組んでいきます。

**▶問い合わせ** 公民連携総合窓□ Co-Labo Gyoda (企画政策課内) **☎** 556—1113



協定を締結した鷲見英利代表取締役社長(左)と石井市長



# 国からマスク着用の考え方が示されました

国から新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の考え方が示されました。基本的な感染対策としての マスク着用の位置づけに変更はありませんが、今後のマスク着用の考え方については、次のとおりとなります。

#### 屋外・屋内でのマスク着用について

- 屋外では人との距離(2メートル以上を目安)が確保で きる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど 行わない場合はマスクを着用する必要はありません。
- •屋内では、人との距離(2メートル以上を目安)が確保 できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスク を着用する必要はありません。

夏場は熱中症予防の観点からマスク着用の必要がな い場面では、マスクを外すことを推奨しています。マス クを着用しない場合でも、引き続き手洗い、「密」の回避 などの基本的な感染対策を継続し、通勤ラッシュ時や人 混みの中、高齢の方と会うときや医療機関に行くときな どは、マスクを着用しましょう。

**▶問い合わせ** 健康づくり課**☎**553—0053



(新型コロナウイルスに 支援学校に関する情報 関する Q&A)



幼小中高・特別



感染予防のために

### 子どものマスク着用について

- 人との距離(2メートル以上を目安)が確保できる場合 は、マスクを着用する必要はありません。
- 就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には 求めていません。
- 2歳未満の乳幼児のマスク着用は推奨しません。マス クを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの 体調に十分注意した上で着用しましょう。

